四十六　（略）

四十七　指定介護福祉施設サービスの施設基準

イ　介護福祉施設サービス費を算定すべき指定介護福祉施設サービスの施設基準

(1)　入所定員が三十人以上であること。

(2)・(3)　（略）

(4)　ロ(1)に規定する施設基準に該当しない指定介護老人福祉施設であること。

ロ　経過的小規模介護福祉施設サービス費を算定すべき指定介護福祉施設サービスの施設基準

(1)　平成三十年三月三十一日までに指定を受けた、入所定員が三十人の指定介護老人福祉施設であること。

(2)　（略）

ハ　ユニット型介護福祉施設サービス費を算定すべき指定介護福祉施設サービスの施設基準

(1)　入居定員が三十人以上であること。

(2)・(3)　（略）

(4)　ロ(1)に規定する施設基準に該当しない指定介護老人福祉施設であること。

ニ　ユニット型経過的小規模介護福祉施設サービス費を算定すべき指定介護福祉施設サービスの施設基準

(1)　ロ(1)に規定する施設基準に該当する指定介護老人福祉施設であること。

(2)　（略）

四十八　指定介護福祉施設サービスに係る別に厚生労働大臣が定める基準

イ　介護福祉施設サービス費(I)又は経過的小規模介護福祉施設サービス費(I)を算定すべき指定介護福祉施設サービスに係る別に厚生労働大臣が定める基準

ユニット（指定介護老人福祉施設基準第三十八条に規定するユニットをいう。以下この号において同じ。）に属さない居室（指定介護老人福祉施設基準第三条第一項第一号に掲げる居室をいう。ロにおいて同じ。）（定員が一人のものに限る。）の入所者に対して行われるものであること。

ロ　介護福祉施設サービス費(II)又は経過的小規模介護福祉施設サービス費(II)を算定すべき指定介護福祉施設サービスに係る別に厚生労働大臣が定める基準

ユニットに属さない居室（定員が二人以上のものに限る。）の入所者に対して行われるものであること。

ハ　ユニット型介護福祉施設サービス費(I)又はユニット型経過的小規模介護福祉施設サービス費(I)を算定すべき指定介護福祉施設サービスに係る別に厚生労働大臣が定める基準

四十六　（略）

四十七　指定介護福祉施設サービスの施設基準

イ　介護福祉施設サービス費又は旧措置入所者介護福祉施設サービス費を算定すべき指定介護福祉施設サービスの施設基準

(1)　入所定員が三十一人以上であること。

(2)・(3)　（略）

（新設）

ロ　小規模介護福祉施設サービス費又は小規模旧措置入所者介護福祉施設サービス費を算定すべき指定介護福祉施設サービスの施設基準

(1)　入所定員が三十人であること。

(2)　（略）

ハ　ユニット型介護福祉施設サービス費又はユニット型旧措置入所者介護福祉施設サービス費を算定すべき指定介護福祉施設サービスの施設基準

(1)　入居定員が三十一人以上であること。

(2)・(3)　（略）

（新設）

ニ　ユニット型小規模介護福祉施設サービス費又はユニット型小規模旧措置入所者介護福祉施設サービス費を算定すべき指定介護福祉施設サービスの施設基準

(1)　入居定員が三十人であること。

(2)　（略）

四十八　指定介護福祉施設サービスに係る別に厚生労働大臣が定める基準

イ　介護福祉施設サービス費(I)、小規模介護福祉施設サービス費(I)、旧措置入所者介護福祉施設サービス費(I)又は小規模旧措置入所者介護福祉施設サービス費(I)を算定すべき指定介護福祉施設サービスに係る別に厚生労働大臣が定める基準

ユニット（指定介護老人福祉施設基準第三十八条に規定するユニットをいう。以下この号において同じ。）に属さない居室（指定介護老人福祉施設基準第三条第一項第一号に掲げる居室をいう。ロにおいて同じ。）（定員が一人のものに限る。）の入所者に対して行われるものであること。

ロ　介護福祉施設サービス費(II)、小規模介護福祉施設サービス費(II)、旧措置入所者介護福祉施設サービス費(II)又は小規模旧措置入所者介護福祉施設サービス費(II)を算定すべき指定介護福祉施設サービスに係る別に厚生労働大臣が定める基準

ユニットに属さない居室（定員が二人以上のものに限る。）の入所者に対して行われるものであること。

ハ　ユニット型介護福祉施設サービス費(I)、ユニット型小規模介護福祉施設サービス費(I)、ユニット型旧措置入所者介護福祉施設サービス費(I)又はユニット型小規模旧措置入所者介護福祉施設サービス費(I)を算定すべき指定介護福祉施設サービスに係る別に厚生労働大臣が定める基準